

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びそれに対する考え方(案)  
 (加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定)

意見	考え方
意見1 エントリーメニューの設定は、ユーザーの利用環境向上に繋がるため有効。	考え方1
<p>○ 今回設定された光ファイバ接続料に係るエントリーメニュー(以下、「本メニュー」と言う。)は、設備ベースの競争を維持しながら、新規参入事業者の負担を減じることにより、競争が進んでいないエリアにおける新規参入を促す目的で導入されるものであり、ユーザーの利用環境向上に繋がるため、有効であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 本件認可申請に係る賛成の御意見として承る。</p>
意見2 エントリーメニューは期間限定のメニューであること等を鑑み、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応での開始でも良いのではないか。	考え方2
<p>○システム開発について</p> <p>「エントリーメニュー」の導入に係るシステム改修を行う予定とされていますが、「エントリーメニュー」を利用する事業者の規模や「エントリーメニュー」が「光配線区画の見直し」が完了するまでの間の補完的措置として提供される期間限定のメニューであることを鑑みると、必ずしもシステム改修を前提とした対応ではなく、可能な限り手作業での対応としたスモールスタートでも良いのではないかと考えます。</p> <p>これにより、システム改修に係る準備期間が不要となることから、メニューの提供開始時期も前倒しが可能になるのではないかと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 手作業での対応を行う場合、作業の誤りによる接続料の誤請求の可能性があると、既存の光ファイバ接続料のメニューと比較して、芯線ごとに経過期間に応じた月額料金や違約金を適用することにより、接続料の計算が複雑となること等を考慮すると、エントリーメニューの導入に際してシステム改修を行うことは合理性が認められる。</p> <p>なお、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る当審議会答申(平成24年3月29日。以下「当審議会答申」という。)を踏まえ、NTT東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが求められる。</p>

<p>意見3 エントリーメニューの利用可能性は著しく低いと想定され、新規事業者の参入促進の効果はない。システム改修を行う前に事業者の利用意向について確認を行い、具体的な要望(希望エリア等)を把握した上で、システム改修の実施の是非等を検討すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○&lt;エントリーメニューについて&gt;</p> <p>接続委員会において、エントリーメニューの設定の利用意向を事業者を確認した結果、ほとんどの事業者について、積極的に利用する意向はなかったものと理解しています。そのような利用可能性が著しく低いと想定されるメニューが設定されたとしても、新規事業者の参入促進の効果はないものと考えます。さらに、当該メニューは、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置とされており、光配線区画の見直しが完了した際には新規受付を停止する予定という時限的なメニューであることから、答申においても「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めることを要請すること」とされているところです。</p> <p>従って、当該メニューのためにNTT東西殿各約 9,200 万円もの多額の費用をかけ、システム改修することは適切ではなく、事業者の利用意思等について改めて事前確認を行い、具体的な要望(希望エリアや利用回線数等)を把握した上で、システム改修実施の是非も含め検討を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 当審議会答申において示したとおり、エントリーメニューは、光配線区画の見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらすことを目的とするものである。</p> <p>事業者の利用意向については、当審議会接続委員会において提示した質問に対する各事業者の回答において、複数の事業者より、加入光ファイバ利用に際しての選択肢の一つとして検討が可能である旨の回答がなされている。</p> <p>なお、エントリーメニューの対象エリアについては、当審議会答申において、①「ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」としていること、②「実際の運用に当たっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」としていることを踏まえ整理された考え方にに基づき選定が行われていることから、本件認可申請は当審議会答申の趣旨を踏まえたものと認められる。</p>
<p>意見4 3年の最低利用期間は長期であり、商慣行に照らすと拘束に見合うだけの値引きを行うべき。また、最低利用期間内であっても、既存メニューと比較して不利でない条件の違約金を払えば解約可能な旨を周知すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 1. 本件エントリーメニューの最低利用期間は、3年と長期です。そして、このような長期の拘束期間で契約を行う場合は、それに見合うだけの値引きを行うのが取引界の常識だと思えます。したがって、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるという条件では、不十分であり、長期の拘束期間に見合うだけの値引きをするべきだと思えます。</p>	<p>○ 接続料規則第 14 条第1項において、接続料は、機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないとされている。本件認可申請において設定された接続料については、その最低利用期間である3年で見た場合、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するよう定められている。</p> <p>また、エントリーメニューにおける最低利用期間及び違約金は、NTT</p>

<p>2. 仮に上記の意見が受け入れられない場合でも、利用者の誤解を防ぐため、本件エントリーメニューは、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるものであること、及び最低利用期間内に解約しても、既存のメニューを選択していたと仮定した場合に比べて特に不利益になるわけでない条件の違約金を払えば、自由に解約できるものであることを利用者に周知するべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>東西が3年目の増額分によって1年目の減額分に相当する接続料収入を得る前の時点においてエントリーメニューの解約がなされることにより、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価を下回ることを防ぐ目的で設定されているものであり、既存メニューの解約の場合と比べて特に不利になることなく解約できるものである。</p> <p>本件認可申請のエントリーメニューに係る接続条件は、当審議会答申の趣旨を踏まえ、接続約款に適正かつ明確に定められているものと認められる。</p>
<p>意見5 エントリーメニューの実施に当たっては、設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう十分に配慮されることを要望。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 弊社は、関西地域において自ら敷設した光ファイバ設備を活用し、インターネット接続をはじめ、IP電話・TV放送といった各種サービスを提供してまいりました。関西地域が、全国平均と比べてブロードバンド世帯普及率が高く推移しているのは、弊社を含む各事業者が公正な競争環境の下、設備競争・サービス競争を繰り広げてきた成果であると自負しております。</p> <p>光ファイバ接続料については、弊社はこれまで、設備事業者として、次の点を主張してまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス価格の水準は、設備競争・サービス競争の進展の結果として決まるものであり、特に設備事業者においては、過去からの価格水準の推移と将来のユーザ動向を予測しながら、投資リスクを勘案し、サービス価格を決定する事業活動を日々継続しております。</li> <li>・そのような状況の中で、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な競争環境を歪めるものと考えております。</li> </ul> <p>よって、エントリーメニューの実施にあたっては、これまで自ら投資リスクを負ってきた設備事業者が不利な競争を強いられることのないよう、十分配慮いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ ブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、ユーザ利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するにあたっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。</p> <p>この観点から、当審議会答申においては、エントリーメニューの適用地域について、①「ある時点における FTTH サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適当」、②「実際の運用にあたっては、各設備構築事業者が参入しているエリアの詳細を確認した上で、実態に沿うように見直すことが必要」としている。これを踏まえ、本件認可申請においては、平成24年3月末時点において、NTT 東西がフレッツ光サービスを提供しているビルのうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たないビルをエントリーメニューの適用対象としている。</p> <p>○ エントリーメニューの接続料については考え方4のとおり。</p>

<p>意見6 光配線区画の適正化の完了について基準が明らかになっておらず、適正化が不十分に行われないままエントリーメニューが終了するおそれがある。NTT東西は、特に既存光配線区画の適正化について、対象となる区画や時期を開示すべき。また、既存光配線区画には本来シェアアクセスの対象となり得ない世帯数がカウントされており、十分な世帯数が確保されておらず、カバー世帯の少ない光配線区画が適正化されているか、十分検証する必要がある。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ なお、本メニューは、本年3月29日付情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の拡大・見直しが行われるまでの補完的措置とされており、NTT東・西も、光配線区画の拡大・見直しが完了した際に本メニューの受付を停止する予定であると表明しています。</p> <p>しかしながら、具体的にどの配線区画についてどのような見直しを行ったことをもって光配線区画の適正化が完了したと判断するのか、基準が事前に明らかになっていないことから、光配線区画の適正化が十分に行われないまま、エントリーメニューも終了し、全国でFTTH市場における競争が後退してしまうおそれがあります。</p> <p>光配線区画の適正化の方法について、NTT東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT東・西が自ら利用する光配線区画（以下、「既存光配線区画」と言う。）については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。FTTH市場の競争を促進するためには、全国でシェアアクセスの収容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区画の適正化の検証は、全国における既存光配線区画も含めて行われるべきです。</p> <p>既存光配線区画の適正化については、対象となる区画や時期が示されていない状況であることから、NTT東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきあり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。</p>	<p>○ 光配線区画の見直しの状況については、総務省において本年6月末にNTT東西より報告を受けたところである。また、当審議会答申を踏まえ、NTT東西に対し、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請（補正）の認可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。報告には、NTT東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。NTT東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省においては見直しの状況を注視するとともに、当審議会において適宜の時機に報告することが適当である。</p> <p>また、エントリーメニューの受付の終了に当たっては接続約款変更の認可申請が必要となることから、NTT東西より当該認可申請がなされた場合には、総務省において、NTT東西からの報告等を踏まえ、改めて見直しの状況を確認し、エントリーメニューの受付の終了の適否を判断することとなる。</p>

<p>その際、既存光配線区画については、本来はシェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(主に4階建て以上の建物)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、NTT東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数(※)が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。</p> <p>※NTT東日本は約50世帯、NTT西日本は約40世帯と公言している。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見7 光配線区画の拡大とエントリーメニューにより、多様な事業者のFTTH サービス市場への参入の弾力化が実現できるか疑問。地域のDSL事業者が、地域のブロードバンド普及に貢献できるようにDSL同様に1ユーザ単位で競争可能な接続料設定を要望。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○【総論】</p> <p>平成24年3月29日 情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、「答申」という。)において「分岐単位接続料設定の適否については、別添に記載した検討結果を踏まえ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理されました。</p> <p>光配線区画の拡大に関しては、一定程度の効果はあるものと推測されるものの、1ユーザ単位での競争が可能となるわけではなく、また、エントリーメニューに関しては、3年間の支払い総額は一芯単位接続料と何ら変わりはないことから、これらの施策により答申にある「多様な事業者のFTTHサービス市場への参入の弾力化」が実現できるかについては、疑問を持たざるを得ません。</p> <p>なお、光配線区画拡大についても、利用開始時期が平成26年度以降であること、拡大版の配線区画における分岐端末接続料が高額になることおよびその配線区画の提供に係るシステム開発費が拡大版の配線区画の利用事業者負担となることを考慮すると、どの程度の効果が</p>	<p>○ エントリーメニューは、当審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討を行った結果、当審議会答申において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの導入を図ることが適当としたことを踏まえ、設定されるものである。</p> <p>○ NTT東西と接続事業者間でのOSU共用は、提案されたいずれの実現方法についても、事業者間の意見の隔たりが大きく、OSU共用を議論する際に整理された、技術面・経済面やサービスの均一化といった「12の課題」は依然として解決されていない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当審議会答申においては、OSU共用を実現可能な案として想定することは難しいことが確認された。</p>

<p>あるか不透明なままです。</p> <p>総務省殿におかれましては、明確な効果があるような新たな対策等の検討を早期に開始するよう要望します。</p> <p>【各論】</p> <p>エントリーメニューについては、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ FTTH サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会において、エントリーメニューの利用可能性について事業者確認が行われた際、我々地域のDSL事業者は、利用意図がないことを回答しています。</p> <p>我々地域のDSL事業者が、今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるようDSL同様に 1 ユーザ単位で競争可能な接続料設定を改めて要望します。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>	
<p>意見8 NTT 東西を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策(分岐単位接続料等)の議論を行う場の設置を希望。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○&lt;総論&gt;</p> <p>「光の道」構想(2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標)実現※1 のため、平成 23 年 10 月より、「分岐単位接続料設定の適否について」は検討がなされてきましたが、平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会 答申(以下、答申という。)において、その設定は見送られることになりました。</p> <p>しかしながら、弊社共としましては、平成 24 年 3 月 15 日付け総務大臣宛て要望書のとおり、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(以下、接続委員会という。)の議論において、東日</p>	<p>○ 考え方7のとおり。</p>

<p>本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT東西殿という。)を含めたOSU共用等についての技術的、コスト的な議論が不十分である点、都市部での競争促進の視点がない点及び分岐単位接続料のプライシングについての議論が不十分である点等の課題が存在しており、未だそれら課題については解消がなされていないため、その課題解消に向け、アクセス網のオープン化によるFTTH市場への新規事業者参入及びサービス競争促進の実現を可能とするような施策(分岐単位接続料等)の議論を行う場の設置を希望いたします。</p> <p>※1「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」(抜粋)</p> <p>加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当である。</p> <p>「光の道」構想に関する基本方針」(抜粋)</p> <p>加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目的に成案を得る。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 エントリーメニュー及び光配線区画の見直しについて、公正競争レビュー制度の枠組みで有効性を検証することが適当。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○エントリーメニュー等の競争促進施策のレビューについて</p> <p>総務省殿では本年 5 月に公正競争レビュー制度(以下、本制度)を創設し、今後、ブロードバンド普及促進に係る取組状況や累次の公正競争要件に係る規制の有効性及び適正性に対する検証を行い、適宜改善策を図るとする考え方が示されました。</p> <p>上記の趣旨を踏まえれば、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図ることを目的として導入されることになった「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」は、本制度の枠組みで当該メニューの利用状況や事業者の参入状況を見ながら、その有効性を検証することが適当と考えます。</p> <p>なお、検証においては、以下の点から「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」では、都市部の競争環境の整備が不十分となる可能性があることに特に留意すべきと考えます。</p>	<p>○ 公正競争レビュー制度に係る御意見については、参考として承る。</p> <p>なお、光配線区画の見直しについては考え方6、エントリーメニューについては考え方7のとおり。</p>

<p>①「エントリーメニュー」の対象エリアは非競争地域に限定されている点</p> <p>②新たな光配線区画導入トライアルの検討状況からは、都市部は地下配線エリアの比率が高いことが想定され、「光配線区画の見直し」が効果的ではない見通しである点</p> <p>本制度の検証結果として、「エントリーメニュー」及び「光配線区画の見直し」の利用状況や事業者の参入状況から、当該メニューのみではFTTH市場における競争促進が不十分と判断される場合には、エリアを問わず多様な事業者により市場参入が可能となる環境を構築する方策として、改めて「GC 接続類似機能」、「ファイバシェアリング」、及び「分岐単位接続料」の実現も視野に含め、昨年度末に接続委員会で結論が得られなかった技術・コスト面の課題等を本制度の中で検討すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
---	--